

薬 第 1474 - 6 号
令和 6 年 3 月 6 日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第9条に規定する知事指定薬物の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第9条第1項の規定に基づき、令和6年3月6日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 知事指定薬物

次に掲げる3物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第9条第1項に規定する知事指定薬物に指定しました。

- (1) 2 - { [(4 - ブトキシフェニル) メチル] - 5 - ニトロ - 1 H - ベンゾ
[d] イミダゾール - 1 - イル } - N, N - ジエチルエタン - 1 - アミン及び
その塩類

【通称名】 B u t o n i t a z e n e

(2) 1—(ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール—5—イル)—2—(プロピル
アミノ) ブタン—1—オン及びその塩類

【通称名】N—P r o p y l b u t y l o n e、P u t y l o n e、
b k—P B D B

(3) (8R)—N—メチル—N—(プロパン—2—イル)—6—メチル—9, 10—
—ジデヒドロエルゴリン—8—カルボキシアミド及びその塩類

【通称名】M i P L A、M I P L A、
N—M e t h y l—N—i s o p r o p y l l y s e r g a m i d e

(4) (1) から (3) までに掲げる物のいずれかを含有する物

2. 施行期日

令和6年3月7日

大阪府健康医療部
生活衛生室薬務課
麻薬毒劇物グループ
TEL: 06-6941-9078 (直通)
FAX: 06-6944-6701